白河市森林整備計画

福島県

白河市

白 河 市 森 林 整 備 計 画

（令和２年度変更）

計画期間　自　令和　２年　４月　１日

至　令和１２年　３月３１日

福　島　県

白　河　市

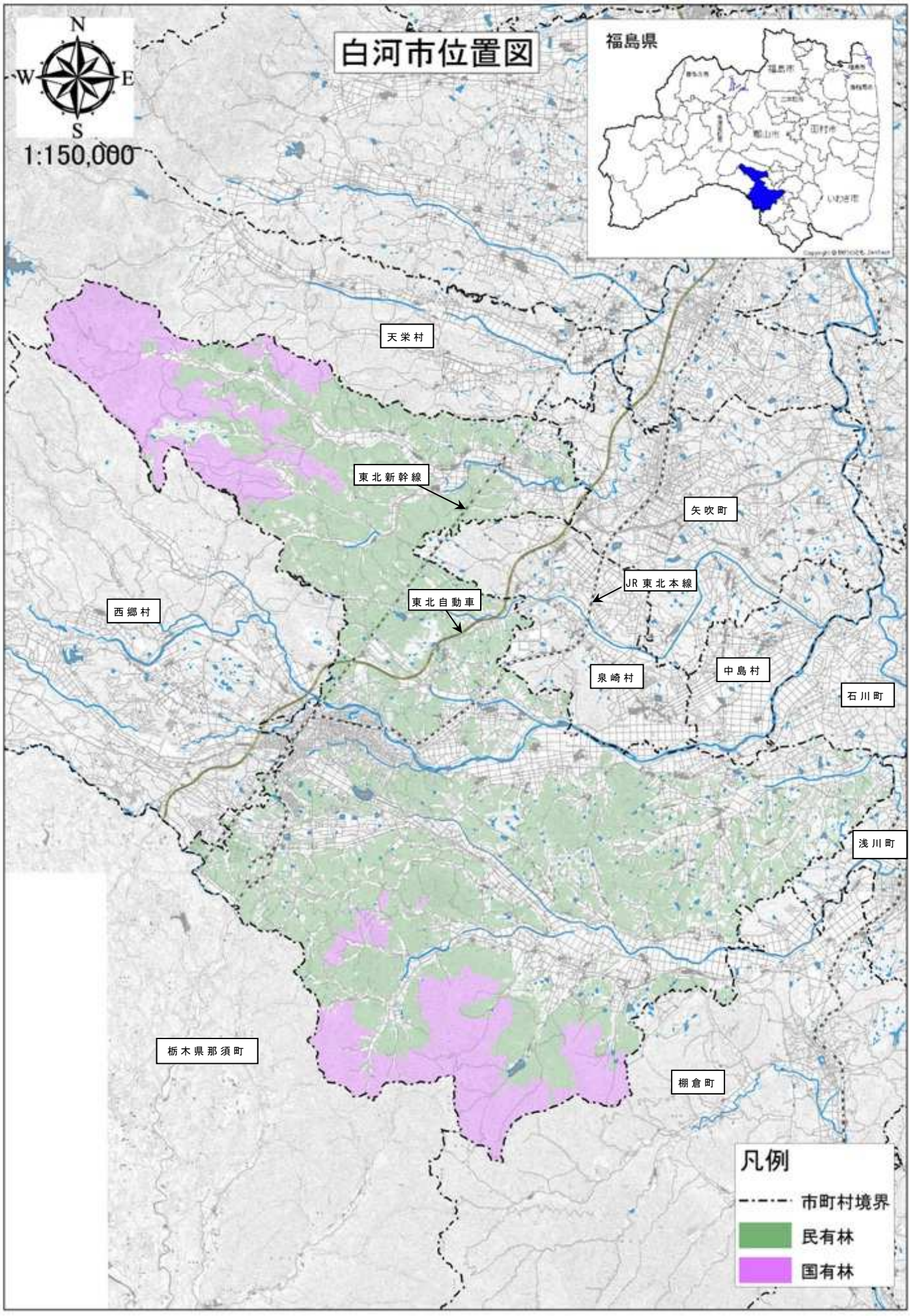
白河市位置図
N
W
E
S
1:150,000
福島県
天栄村
東北新幹線
矢吹町
JR東北本線
東北自動車
西郷村
泉崎村
中島村
石川町
浅川町
栃木県那須町
棚倉町
凡例
市町村境界
民有林
国有林

目　　次

Ⅰ　伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項　1
1　森林整備の現状と課題　1
2　森林整備の基本方針　1
3　森林施業の合理化に関する基本方針　3

Ⅱ　森林の整備に関する事項　5

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）　5
1　樹種別の立木の標準伐期齢　5
2　立木の伐採（主伐）の標準的な方法　5
3　その他必要な事項　6

第２　造林に関する事項　7
1　人工造林に関する事項　7
2　天然更新に関する事項　8
3　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在　10
4　森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準　10
5　その他必要な事項　10

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準　11
1　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法　11
2　保育の種類別の標準的な方法　12
3　その他必要な事項　13

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項　14
1　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法　14
2　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法　16
3　その他必要な事項　16

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項　17
1　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針　17
2　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策　17
3　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項　17
4　森林経営管理制度の活用に関する事項　17
5　その他必要な事項　17

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項　18
1　森林施業の共同化の促進に関する方針　18
2　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策　18
3　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項　19
4　その他必要な事項　19

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項　20
１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項　20
２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項　20
３　作業路網の整備に関する事項　20
４　その他必要な事項　22

第８　その他必要な事項　23
１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項　23
２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項　24
３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項　24

Ⅲ　森林の保護に関する事項　27

第１　鳥獣害の防止に関する事項　27
１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法　27
２　その他必要な事項　27

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項　28
１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法　28
２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く）　28
３　林野火災の予防の方法　28
４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項　28
５　その他必要な事項　29

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項　30
１　保健機能森林の区域　30
２　保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法に関する事項　30
３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項　31
４　その他必要な事項　31

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項　32
１　森林経営計画の作成に関する事項　32
２　生活環境の整備に関する事項　32
３　森林整備を通じた地域振興に関する事項　33
４　森林の総合利用の推進に関する事項　33
５　住民参加による森林の整備に関する事項　33
６　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項　33
７　その他必要な事項　33

Ⅰ　伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

１　森林整備の現状と課題

本市は、福島県の中通り南部に位置しており、また北関東に隣接し、西北部に奥羽山系、西に那須連山、南に八溝山系が連なり、この山並みを水源とする阿武隈川、隈戸川、社川が西から東へと貫流する豊かな自然環境に恵まれた丘陵地帯である。

本市の総面積は、３０，５３２ｈａ、そのうち森林面積は１７，２６７ｈａと総面積の約５７％を占めている。また、民有林面積は１２，２１７ｈａ、そのうち人工林は約３９％で、天然林が約５８％と３分の２を占めており、天然林に関しては積極的に森林の整備を図ることが必要である。

人工林の１０齢級以上の森林は７７％、同じく天然林は７２％となっており、人工林・天然林ともに高齢化が進んでいる。

本市の森林は、市街地周辺の地域住民に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、更には、広葉樹が林立する天然林の樹林帯までバラエティーに富んだ林分構成になっている。しかし、木材価格の低迷や後継者不足などの厳しい状況が続くことで、森林所有者の林業に対する意欲が失われ、地球温暖化防止等の求められる森林機能が十分発揮できない状況にある。

また、平成２３年３月に発生した東京電力第一原子力発電所事故に伴う森林への放射性物質の影響により、特用林産物の出荷制限、風評被害など、森林・林業・木材産業は大きな被害を受けている。

しかし、森林の持つ水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性は依然として高く、環境にやさしい素材である木材の有効活用の観点からも、森林内の放射性物質の低減を図りながら森林の整備を積極的に実施し、木材資源の効率的な循環・利用を図りながら、森林の健全な状態に復活維持させることが必要である。

２　森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割等並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、資源状況の適確な把握に努めるものとする。

具体的には、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止、森林病害虫対策などの森林保護の推進等により、多様な森林資源の整備及び保全を図るものとする。

なお、放射性物質対策については、森林の有する公益的機能の発揮に配慮するとともに、森林整備と併せて放射性物質の拡散抑制対策を推進し、森林環境の回復を図るものとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

ア　水源涵養機能維持増進森林

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

イ　山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

ウ　快適環境形成機能維持増進森林

該当なし

エ　保健・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する渓畔林。

オ　木材等生産機能維持増進森林

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア　水源涵養機能維持増進森林

良質な水の安定確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。

立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

イ　山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。

立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。

ウ　快適環境形成機能維持増進森林

該当なし

エ　保健・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。また、野生生物の生息・生育環境にも配慮した適切な保全を推進する。

オ　木材等生産機能維持増進森林

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

国・県・市・森林所有者・森林組合等で相互に連絡を密にして、地域における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業体等による「森林経営計画」の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする「施業実施協定」の締結等により、森林所有者等が共同で行う施業の確実な実施を促進するものとする。そして、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

なお、森林所有者が施業できない場合等は、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。このため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・斡旋等を推進するものとする。その際、施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林の土地の所有者等の情報整備・提供や、森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や林地台帳、森林ＧＩＳの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

１　樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 （用材）	広葉樹 （その他）
一円	年 ４５	年 ５０	年 ４０	年 ４０	年 ５５	年 １５	年 ６５	年 ２０

（注）標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

２　立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとする。

皆伐	皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、１箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて少なくとも概ね２０ヘクタール毎に保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
択伐	択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が３０％以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては４０％以下）の伐採とする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～オに留意する。

ア　１箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して１箇所当たりの伐採面積を２０ヘクタール以下とし、努めて小規模に抑えるとともに伐採箇所についても分散を図るものとする。

イ　森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木

について、保残等に努める。

ウ　森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ　伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ　林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

3 その他必要な事項

未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、林地からの搬出に努め、木質バイオマスとしての利用を推進するものとする。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因にならないよう適切な処理を行うものとする。

また、森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として、標準伐期齢の概ね２倍を超える林齢において主伐を行うものとする。

第２ 造林に関する事項

１ 人工造林に関する事項

人工造林は、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種

区分	樹種名	備考
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ等	
広葉樹	クヌギ、コナラ、クリ等	

（注）定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、白河市農林整備課又は林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア　人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹　種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ha）
ス　ギ	中　仕　立　て	３，０００
ヒ　ノ　キ	中　仕　立　て	３，０００
アカマツ	中　仕　立　て	５，０００
カラマツ	中　仕　立　て	２，５００
広　葉　樹	中　仕　立　て	６，０００

（注１）複層林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

（注２）上記の標準的な植栽本数によらない場合は、白河市農林整備課又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ　その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して地拵えの方法、植栽時期、植え付けの方法について下表のとおり定めるものとする。また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

区　域	標準的な方法
地拵えの方法	植え付け予定地の雑草木、笹類など、植え付けに障害となる地被植物を地際より伐倒、刈り払いにより全面にわたり取り除き、刈り払ったものは、末木枝条とともに山腹の適切な所に集積し棚積み等を実施すること。 また、植え付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合には、刈り払った雑草木や末木枝条を林地全面に散布し、林地の保全に努めること。
植付けの方法	植え付け地点を中心に、周囲６０～７０ｃｍ程度の落葉、

	雑草、その他の地被物を取り除き、３０～４０ｃｍ四方、深さ２５～３０ｃｍ程度の植え穴を掘って植え付ける普通穴植え法により行うが、凍結や乾燥の恐れがある所では、普通より５～６ｃｍ深植えを行うこととする。
植栽の時期	植え付けは無風、曇天、降雨直前等の適期に実施する。 また、早春の樹木が成長を始める前で、乾燥期を避けた時期に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、人工造林地で皆伐による伐採については、伐採後、当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に更新するものとする。ただし、択伐による伐採によるものについては、伐採後、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に更新するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種

樹種名		備考
針葉樹	アカマツ、モミ等	その他、将来その林分において高木となり得る樹種
広葉樹	クヌギ、コナラ等	
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に１０分の３を乗じた本数（立木度３）以上の本数（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）を更新するものとする。

天然更新の対象樹種における５年生時の期待成立本数は下表のとおり。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹　種	期待成立本数
クヌギ、コナラ等	１０，０００本／ｈａ

イ　天然更新補助作業の標準的な方法

区　域	標準的な方法
地表処理	○ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
刈出し	○ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
植込み	○天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
芽かき	○ぼう芽更新を行った林分について、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを１株に１～３本残し、それ以外はかき取るものとする。芽かきを１回行う場合は伐採３年目頃、２回行う場合は伐採後１～２年目頃と５～６年目頃に行うものとする。

＜立木度＞

幼齢林（概ね１５年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$$

ウ　その他天然更新の方法

天然更新による場合、(3)に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度３（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって更新完了を判断するものとする。

なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとする。

また、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成２４年８月１６日付け２４森第９０５号）によるものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に更新するものとする。

３ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備考
人工造林地	森林の下層植生、周辺森林の母樹の保存状況・伐採面積等の条件により、天然更新が期待できる森林については、天然更新を認めるものとする。ただし、その場合、２の(2)のウに基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は植栽等を求めるものとする。

４ 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア　人工造林の場合

１の(1)による。

イ　天然更新の場合

２の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が５年生時点で生育し得る最大の立木の本数は１ヘクタール当たり概ね１０，０００本とする。

５ その他必要な事項

都市部を中心に社会的問題となっている花粉症に対処するため、花粉発生抑制対策として無花粉スギや花粉の少ないスギ苗木の使用を推進するものとする。

放射性物質の拡散抑制のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとする。

第３ 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

１ 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹　種	施業体系	植栽本数（本/ha）	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）					標準的な方法
			初回	２回	３回	４回	５回	
スギ	中仕立て	3,000	14	19	25	32	40	・選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。 ・間伐率は、適度な仮想植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととし、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。 ・間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の森林は概ね１０年、標準伐期齢以上の森林は概ね１５年とすること。 ・列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。 ・長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに、生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、行うこと。
ヒノキ	中仕立て	3,000	19	24	30	40	－	
アカマツ	中仕立て	5,000	17	21	26	32	39	
カラマツ	中仕立て	2,500	16	21	26	31	40	

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が１０分の８以上になること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が３５％以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後においてその森林の樹冠疎密度が１０分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																
		年 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
下刈り	スギ	○	◎	○	○	○												
	ヒノキ	○	◎	○	○	○												
	アカマツ	○	○	○	○	○												
	カラマツ	○	○	○	○	○												
つる切り	スギ											○				○		
	ヒノキ												○			○		
	アカマツ											○				○		
	カラマツ											○				○		
除伐	スギ											○						
	ヒノキ												○			○		
	アカマツ											○						
	カラマツ											○						
枝打ち	スギ												○					
	ヒノキ												○					
	アカマツ																	
	カラマツ																	

保育の種類	樹種				標準的な方法	備考
		年 18	19	20		
下刈り	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ				植栽木が下草より抜け出すまで行う。実施時期は、６～７月頃を目安とする。	
つる切り	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ				下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。 実施時期は、６～７月頃を目安とする。	
除伐	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ				造林木の生長を阻害する、または、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は８～１０月頃を目安とする。	
枝打ち	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ			○ ○	病害虫等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は、 樹木の生長休止期の１２月下旬～３月上旬頃とする。	

(注)・本表は、地位(中)における２０年生までの一般的な保育基準であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施林齢、回数は異なるので、地域の実情に応じて適用することとする。

・◎は必要に応じて２回実施するもの。(○は年１回実施)

３ その他必要な事項

森林所有者が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施するものとする。この場合、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐するものとする。

第４ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

１ 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア　区域の設定

別表１のとおり。

イ　施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長や伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進するものとする。

また、この場合の樹種毎（区域毎）の伐期齢の下限を標準伐期齢に１０年を加えた林齢とし、下表のとおり定め、その森林施業の方法による森林の区域については、別表２のとおりとする。

地域	樹種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 （用材）	広葉樹 （その他）
一円	年 ５５	年 ６０	年 ５０	年 ５０	年 ６５	年 ２５	年 ７５	年 ３０

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア　区域の設定

別表１のとおり。

イ　施業の方法

施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進するものとする。

なお、具体的施業の区分を以下に示すとともに、施業方法別の森林の区域は別表２のとおり。

(ｱ) 長伐期施業を推進すべき森林

適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分において、これら公益的機能の確保が可能な森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定め、樹種毎（区域毎）の伐期齢の下限を標準伐期齢の概ね２倍以上とし、下表のとおりとする。

地域	樹種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 （用材）	広葉樹 （その他）
一円	年 ９０	年 １００	年 ８０	年 ８０	年 １１０	年 ３０	年 １３０	年 ４０

(ｲ) 複層林施業を推進すべき森林

次の①から③に示す森林のうち、これら公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定め、それ以外の森林については「複層林施業を推進すべき森林」として定めるものとする。

①地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力のきわめて弱い土壌からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地からなっている箇所、表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所等の森林等

②都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林層をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

③湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

(ｳ) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林

保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

別表１のとおり。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期、及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

森林施業実施協定の締結を促進するため森林組合及び市等があらゆる機会を通して啓発に努め、かつ積極的に森林所有者等の意向等を把握する。

(2) その他

特になし

第５ 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１ 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

市における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業体等による「森林経営計画」の作成を促進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。

２ 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者が施業できない場合等、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとする。そのため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・斡旋等を推進するものとする。

また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や林地台帳、森林ＧＩＳの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

３ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する場合、森林経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度等に留意すること。

４ 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

加えて、経営管理権又は経営管理実施権の設定が見込まれる森林においては、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産期の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づけるとともに、森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図るものとする。

５ その他必要な事項

特になし。

第６ 森林施業の共同化の促進に関する事項

１ 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の林業経営は５ｈａ未満の小規模所有者がほとんどであることから森林施業を計画的、重点的に行うため、市、森林組合等が積極的に森林所有者の意向を把握するため情報交換を密にし、あらゆる機会を通じて普及・啓発に努め、地域ぐるみでの推進体制を整備しながら間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、集落等単位での森林施業委託を図っていくこととする。

２ 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本市で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要がある。

そのため、下記に掲げた森林施業共同化重点的実施地区において、施業実施協定の締結を促進し、造林、保育及び間伐等の計画的な森林施業を図ることとする。

森林管理に対して積極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともに、その地区集会を利用し、また不在森林所有者については、ダイレクトメール等を利用して、森林の機能及び森林管理の重要性を認識させるとともに、林業経営へ参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すこととする。

○ 森林施業共同化重点的実施地区の設定計画

（単位：ha）

地区の名称	地区の所在	区域面積	対図番号
双石・大和田	10～12、48林班	225.32	①
旗宿	16～24林班	688.97	②
表郷金山	5～13林班	590.58	③
表郷番沢・社田	14～15、17、22～23林班	256.41	④
大信隈戸	44、46、47～55林班	558.15	⑤
大信下小屋	37～40、56～60林班	685.95	⑥
大信信夫	6～14、16～19、21～26、35、36林班	1,203.45	⑦
大信上新城	28～31林班	248.45	⑧
計		4,457.28	

３ 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業計画を作成する場合には、次の事項に留意のうえ計画を作成することとする。

ア　年次別実施計画の作成について

森林経営計画を共同で作成するもの（以下「共同作成者」という。）全員により、各年度の当初に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者はその計画の実施管理を行うものとする。

また、間伐を中心とした施業は可能な限り共同で実施するものとし、必要に応じて林業事業体等への共同委託を行うものとする。

イ　作業路網その他の施設の維持運営について

作業路網その他の施設の維持運営については、共同作成者が共同により実施するものとする。

ウ　責務の明確化について

共同作成者の一部の者が施業等の共同化を遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、あらかじめ共同作成者が果たすべき責務等を明らかにする。

エ　施業実施協定の締結について

共同作成者の合意のもと、施業実施協定の締結に努めること。

４ その他必要な事項

特になし。

第７ 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

１ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区分	作業システム	路網密度（m／ha）		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地（0°～15°）	（車両系作業システム）	３５以上	６５以上	１００以上
中傾斜地（15°～30°）	（車両系作業システム）	２５以上	５０以上	７５以上
	（架線系作業システム）	２５以上	０以上	２５以上
急傾斜地（30°～35°）	（車両系作業システム）	１５以上	４５以上	６０以上
	（架線系作業システム）	１５以上	０以上	１５以上
急峻地（35°～）	（架線系作業システム）	５以上	０以上	５以上

（注）路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用するものとし、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しないものとする。

２ 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については以下のとおり。

路網整備等推進区域	面積（ha）	開設予定路線	開設予定延長（m）	対図番号	備考
該当なし					

３ 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア　基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和４８年４月１日付け４８林野道第１０７号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成２２年９月２４日付け２２林整整第６０２号林野庁長官通知）を基本として、県が定める「林道指針」及び「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」に則し開設するものとする。

なお、森林整備と一体となった放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射性物質の拡散抑制の観点から、土工量の少ない線形の選択や、土砂流出防止対策を実施するなど、土砂流出の抑制措置を講じるものとする。

イ　基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

開設／拡張	種類	（区分）	位置（字、林班等）	路線名	延長（m）及び箇所数	利用区域面積（ha）	前半５カ年の計画箇所	対図番号	備考
開設（新設）	自動車道	林道	（白河）	八幡山	240	28		1	
〃	〃	〃	〃	番倉上台	2,300	72		2	
		計			2,540				
〃	〃	林道	（表郷）	滝沢戸	1,420	（682） 1,706		3	
〃	〃	〃	〃	外櫓	1,000	36		4	
〃	〃	〃	〃	蒔の内 四ノ沢	500	115		5	
		計			2,920				
拡張（改良）	自動車道	林道	（大信）	日篭樋ノ口	700 1	133		7	
		計			700 1				
拡張（舗装）	自動車道	林道	（白河）	愛宕沢	1,180	28		8	
		計			1,180				
拡張（舗装）	自動車道	林道	（表郷）	桜平犬神	2,620	165		9	
		計			2,620				
〃	〃	林道	（大信）	樋ヶ沢	3,800	239		10	
〃	〃	〃	〃	日篭樋ノ口	700	133		11	
		計			4,500				

注１　開設・拡張別に記載し、それぞれ総数を記載する。
２　拡張に当たっては、舗装又は改良の別を開設/拡張欄に（　）を付して併記する。
３　都道府県知事が行う指定林道（農林水産大臣の指定を見込むものを含む。）の開設や林業専用道の開設等の場合は、区分欄にその旨を記載する。
４　位置欄は、字、林班等を記載する。
５　支線及び分線については、同一覧にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名欄に「○○支線他」と記載するとともに、備考欄には支線名及び分線名を記載する。
６　利用区域の面積欄に、当該開設路線の利用対象となる森林の面積を記載する。
７　計画の始期から５年以内に開設又は拡張を行うものについては、前半５年分

の欄に○印を記載する。
8　路線の起点と終点を記載する必要のある場合は、備考欄に記載する。
9　（　）が付された項目の記載は任意とする。
10　利用区域面積欄における（　　）は国有林の面積で内数。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成１４年３月２９日付け１３林整整第８８５号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」（平成８年５月１６日付け８林野基第１５８号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア　細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針　（平成２２年１１月１７日付け林整整第６５６号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則し開設するものとする。

イ　細部路網の維持管理に関する事項

福島県森林整備加速化・林業再生基金事業（路網整備事業）事務取扱要領（平成２７年２月２０日付け２６森第３５２９号)、福島県森林整備促進路網整備事業実施要領（平成２８年５月９日付け２８森第２３６号）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して善良な管理をするものとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第８ その他必要な事項

１ 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の育成及び確保の方向

本市の林業経営は、５ヘクタール未満の小規模所有者が大半を占め、年間を通じて林業に従事する者は少なく、農業及び会社勤務の合間に従事している現状にあり、林業後継者及び中核的リーダーの育成・確保が必要となっている。あわせて、地域林業の振興を図るためにも社会保障制度等の充実を図り、労務対策を改善する必要がある。

また、林業事業体は、林業労働者の被ばくを低減するため、従来までの林業労働安全衛生教育に加え、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等に基づく必要な対策を講じるものとする。

(2) 林業労働者、林業後継者の育成方策

ア　林業労働者の育成

林業労働者の育成の課題は、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへ意欲を起こさせることと、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件を図ることが重要である。

本市の林業は、小規模経営の上、農業との兼業がほとんどであるため、農業の振興策とともに林業労働者の育成対策を進めることも重要である。

また、林業労働者に対する技術研修の受講を推進し、技術の向上に努めながら労働条件の改善及び雇用の安定化を目指すものとする。

雇用関係の明確化や通年就業の確保、各種社会保険への加入の推進など、林業就業者の就労条件の改善を図り、技術・技能の向上のための条件整備などを行う。

イ　林業後継者等の育成

林業後継者等の育成を図るために、各種研修会等を実施し林業知識と技術の習得を図るとともに、林業に積極的に就業できる環境及び機械化を図る。特に、特用林産物生産研究グループ等の活動を支援し後継者を育成する。

ウ　林業事業体の体質強化方策

森林組合等林業事業体が連携し、地域が一体となって事業量の計画的・安定的確保に努めるとともに事業範囲の拡大等の促進を図る。また、林業労働力の需要・情報の収集・整備・各種保険等雇用関係の就労条件等の改善を図り林業事業体の体質強化を推進する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 機械化の促進方向

本市の林業は小規模兼業型であるが、作業現場の集団化を進め、林業機械の利活用小型高性能機械の整備を図るとともに機械の共同化等により稼働率を高め、作業コストの低減を図る。

また、機械化の推進にあたっては、作業路等路網の整備を図り、機械の導入については技術講習会等で技術の習得を図り、安定した就労環境を整備し、労働災害の発生を防止する。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒造材集材	急傾斜	チェーンソー 林内作業車 小型集材機	チェーンソー プロセッサ 林内作業車 小型集材機
	緩傾斜	チェーンソー 林内作業車	チェーンソー プロセッサ 林内作業車
造林保育等	地拵え下刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機
	枝打ち	ノコギリ	自動枝打機

(3) 林業機械化の促進方策

地域の現状にあった小型高性能機械を、制度資金等を活用して導入し、コストの低減を図る。

また、共同利用による伐採、集材を一本化し、稼働率を高めることにより、労働力の軽減と若年者の就労の促進を図る。

(4) 放射性物質対策における機械作業

作業の効率化や作業員の被ばく低減を図るため、キャビン付き高性能林業機械等の使用を推進するものとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

○　林産物の生産(特用林産物)・流通・加工販売施設の整備計画

豊かな森林資源を有効活用及び地域森林の活性化を図るため、森林所有者から流通・加工業者（川上から川下）の結びつきを強化し、林業生産活動の活性化

を図るとともに、間伐材については、利用拡大を推進するための小径の利用開発に取組むものとする。
　また、特用林産物（シイタケ等）においても機械化、共同化を推進し活性化を図る。

○　林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材工場	横町	797m3	1	該当	なし		
製材工場	金山	1,164m3	2				
製材工場	上新城	1,900m3	4				
製材工場	刈敷坂	192m3	6				
椎茸ほだ場	番沢	31,500kg	7				
椎茸ほだ場	中野	16,800kg	8				
椎茸ほだ場	中野	31,500kg	9				
椎茸ほだ場	日向	20,000kg	10				
椎茸ほだ場	仙久内	15,000kg	11				
椎茸ほだ場	十日市	15,000kg	12				
椎茸ほだ場	十日市	25,000kg	13				
椎茸菌床センター	柿ノ木原	122千個	14				

注１　施設の種類欄には、生産施設についてはほだ場、山菜園等、流通施設については原木市場、貯木場等、加工施設については製材工場、木材チップ製造工場、木製品製造工場、山菜加工施設等、販売施設については展示場、木製品の販売所等の名称を記載する。
２　位置欄には、集落名を記載する。
３　規模欄には、年間生産量等を記載する。
４　対図番号欄には、１から一連の番号を記載する。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第１ 鳥獣害の防止に関する事項

１ 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成２８年１０月２０日付け２８林整研第１８０号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を別表３に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法については、対象鳥獣の別に、被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進する。対象鳥獣がニホンジカの場合の被害対策は、人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努める。

また、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図るものとする。

ア　植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ　捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

２ その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、調査・巡回、各種会議での情報交換、森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めることとする。

第２ 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

１ 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

松くい虫の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等の地域において重要な森林を中心とした総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとする。

また、その他病害虫被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した諸対策を講じるものとする。

保全すべき森林は、別表４のとおり。

(2) その他

森林病害虫の防除に当たっては、市・県・森林組合や森林所有者との連絡を密にして、早期発見・早期駆除に努める。

２ 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業関係施策等との連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等の健全な森林整備を推進するものとする。

３ 林野火災の予防の方法

森林の持つ公益的な機能や森林への関心の高まりにより入山者が増加し、林野火災の危険も増大していることから、地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然の防止に努めていくものとする。

４ 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除等のため、森林又は森林に接近している土地において、火入れを行う場合には、事前に市長の許可を得なければならない。また、火入れに当たっては、乾燥時・強風時を避けるとともに延焼を防止する措置をとること。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

（松くい虫被害対策地区実施計画で指定した松以外への樹種転換等を促進する森林）

地区	森林の区域・区分		備考
	被害拡大防止森林	地区被害拡大防止森林	
白河地区	46林班(52小班)	11林班(42,43,53,96,189,190,229,230,233小班) 12林班(5,18,23,24,26,28,31,33,34,39,40,41,43,45,47,62,63,65,67,69,76,77,90,101,102,110,114,142,143,146,148,150,152,154,157,168,170-173,181,183,187,190,203,204,206,218,234,238小班)	
表郷地区		10林班(4,23小班) 11林班(19,106,132,163小班) 12林班(35,40,80,82,129小班)	
東地区		8林班(2,3,10,28,35,41,42,44,54,55,57,113,115-118,149,169-172小班) 12林班(2,8-10,12,20,27-29,39,43小班) 13林班(12-15,19,34,35,45,62小班) 14林班(22,27,31,40,47,48小班) 20林班(15,17,20,45,46,55,61,64,66,88,90,132,136,143,145,166,169,181,183,187-190,214,218,220,224,229,245,246小班)	

注） 病害虫の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、市長が個別に判断し伐採に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

森林巡視による森林被害の早期発見に努めるとともに地域における森林の健全性を維持していく観点から、被害森林の伐採・更新や樹種転換の促進、病害虫に強い抵抗性品種の導入や、雪害や寒風害等の被害を防止するため、耐雪性や耐寒性品種の導入による造林を推進するものとする。

また、林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努めるものとする。

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積（ha）						備考
地域	林班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
白河地域	36, 38, 39, 44(93 小班)	229.28	33.89	187.83	0.29	0.48	6.79	＜制限林の種類別面積(ha)＞ 風致保安林 1.29 急傾斜地崩壊危険区域 0.62 風致地区 90.02 県立自然公園第一種特別地域 15.66 県立自然公園第二種特別地域 21.29 県立自然公園第三種特別地域 10.08
表郷地域	該当無し	－	－	－	－	－	－	
東地域	21 (1～36,44, 45,47 小班)	12.75	2.06	10.69	0	0	0	＜制限林の種類別面積＞ 制限林：無し
大信地域	該当無し	－	－	－	－	－	－	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法に関する事項

保健機能森林においては、択伐による施業、特定広葉樹の育成を行う施業等の皆伐以外の方法を原則とし、優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進等を図るものとする。

また、法令により施業に制限を受けている森林の施業については、それら法令に従うものとする。

造林、保育、伐採、その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
造林	人工造林又は天然更新。
保育	下刈、つる切、除伐、枝打ち等、標準的な方法。
伐採	景観に配慮しながら択伐とする。
その他	自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえる。

３ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

４ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理に留意するものとする。

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第３３条１号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積
白河第１地区	50,51,54～65,67 林班	870.65ha
白河第２地区	1～12,38～49,52,53,66,68 林班	1,591.32ha
白河第３地区	13～16,18～37 林班	2,538.32ha
表郷第１地区	24～41 林班	731.85ha
表郷第２地区	1～23 林班	1,692.64ha
東第１地区	1～17,20,21 林班	514.87ha
東第２地区	18,19,22～46 林班	998.35ha
大信第１地区	28～34,50～60 林班	982.30ha
大信第２地区	20～27,35～49 林班	1,491.76ha
大信第３地区	1～19 林班	974.16ha

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ Ⅱの第４の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ Ⅱの第５の３の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第６の３の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ Ⅲの森林の保護に関する事項

経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めること。

2 生活環境の整備に関する事項

○ 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林整備を通じた地域振興に関しては、森林所有者が森林の持つ多面的機能の発揮を図る観点から、地域が一体化して機能に応じた計画的な森林整備を図る必要がある。また、本市の林業は、小規模兼業型の経営であるため、しいたけ等の特用林産物との複合経営を確立・拡大を推進し、地域振興を必要がある。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

住民参加による森林の整備については、学校、企業、ボランティア等の森林とのふれあいや自発的な森林整備の活動を希望する団体等に対し、森林所有者と住民との相互理解及び森林組合等の関係機関との連携により、森林教室等による林業体験や社会貢献活動としての場を提供するなどして、推進する必要がある。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考

注　必要に応じて、付属資料の市町村森林整備計画概要図に当該区域を図示する。

7 その他必要な事項

(1) 保安林等の制限林における施業について

保安林及びその他法令により施業の制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施することとする。

【別表１】

区分		森林の区域	面積(ha)
１ 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		（白河地域） 1-6,13-16,18-35,37,41,44-47, 61,63林班	3,191.00
		（表郷地域） 6林班(198,199小班),7-11, 16-22林班	942.77
		（東地域） 27-37,41,42,45,46林班	583.34
		（大信地域） 2-4,7-9,11-21,23,36-39,41, 43-55,58,59林班	2,171.83
		（計）	6,888.94
２ 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	２－１ 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	（白河地域） 6林班(160,187小班) 11林班(117-119,121-139,149-158,160-163,166,167,169,170,272小班) 14林班(66-69,71-79,82,83,102-106,224-227,250小班) 15林班(6,128,130,131,133小班) 20林班(1,2,4,5,10-12,15小班) 22林班(127-131小班) 23林班(34,67-69,154,155,157,158,178小班) 43林班(343-345,347-372,386,387,402-410,419,422小班) 44林班(74-76,78-82,159,161小班) 57林班(29小班) 62林班(168-170,173,174小班)	105.48
		（表郷地域） 1林班(151-157,159-162,205-210,214,215,218小班) 7林班(2,66,68,70,71,72,74,75,85-95小班) 9林班(2-8,11-27,35-39,46-48,51-53,64-69,72,73,74,79,80,105-107小班) 10林班(20,22-26,28-31,53小班) 11林班(1-115,117-216,232-240,243-248小班) 12林班(6,7,46-53,55小班) 16林班(99,105,106小班) 19林班(63-65,67-72,85-89小班)	186.57

		21林班(10,37小班) 23林班(24,26,27,221,223小班)	
		(東地域) 該当なし	
		(大信地域) 28,29林班 37林班(39,93,137,138小班) 41林班(5,6,8-11小班) 42林班(119,131,132,152-154小班) 43-55林班 58林班(209,210,306小班) 60林班	832.14
		(計)	1124.19
	２－２ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
	２－３ 保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(白河地域) 18林班(126-130小班), 36林班, 37林班(217,219-221,226小班), 38,39林班, 41林班(162,163小班), 42林班(60-73,75-82,86-88,90,92-100,102,103,108-125,128,132-150,163,167,169,191-200小班) 43林班(28-37小班) 44林班(1,5-12,14,16-19,21-25,27-32,34-38,41-55,57,59-61,63-73,90-98,101-103,377,379,381,382,384小班) 46林班(57小班)	297.89
		(表郷地域) 5林班(15小班)	0.18
		(東地域) 21林班(1-12,15-17,19,21,22,24,26-29,32-34,36,45,47小班)	12.75
		(大信地域) 該当なし	
		(計)	310.82
3 木材の生産機能の維持増進を図る森林		(白河地域) 36,38,39,40林班を除く	4,646.79
		(表郷地域) 26林班を除く	2,379.01

	（東地域） 9林班を除く	1,454.20
	（大信地域） 全域	3,460.62
	（計）	11,940.62

【別表２】

区分	施業の方法		森林の区域	面積(ha)
1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林		（白河地域） 別表１の１に同じ	3,191.00
			（表郷地域） 別表１の１に同じ	942.77
			（東地域） 別表１の１に同じ	583.34
			（大信地域） 別表１の１のうち43-55林班を除く	1,549.92
			（計）	6,267.12
2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2-1 長伐期施業を推進すべき森林		（大信地域） 28,29,43-55,60林班	811.35
	複層林施業を推進すべき森林	2-2 複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし	
		2-3 択伐による複層林施業を推進すべき森林	別表１の２のうち上記2-1を除く	623.66
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

【別表３】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
該当なし		

注　対象鳥獣の種類が一の場合には、森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画の概要図に図示することをもって代えることができる。

【別表４】保全すべき森林の区域

（松くい虫被害対策地区実施計画で指定した松を主体として保全する森林）

地区	森林の区域・区分		備考
	高度公益機能森林	地区保全森林	
白河地区	36 林班(7,16,17,20,45-47,63,86,140,149,157-169,184-187 小班) 37 林班(219-221 小班) 39 林班(6-9,12,13,35-37,39,40,42,46,63,66,71,96,97,99,108,121,123,125,128,146,148,150,169,206,213,221,230 小班)	38 林班(3,6,13,17,19,20,24,25,37-43,49,56,57,59,61,73-78 小班) 44 林班(1 小班)	
表郷地区	8 林班(1,5,11,18,36,41 小班)	5林班(22,25,26,87,88,90,92,93,95,99,101,102,109,111-114,119-125,128,131-134,138,139,142,147,153,154,159,161-164,176,178-181,183,185,197,198,201,208,209,214-220,228-230,234,236,241,243,244,246-249,252,255,263-268 小班) 6 林班(14,16,19,23,27,42,43,47,49,52,53,56,63,67,68,70,86,92,98,100,125,153,158,159,161,162,164,165 小班) 7 林班(4,12,26,40,43,46 小班)	
大信地区		30 林班(18,21,24,30,32-34,41,46,48,71,74,77,80,86,90,92,93,113,116,125 小班)	
東地区		11 林班(16-21,41,49-51,53,54,58,71,72,76-78,80,81,84,91,94,98,102-104 小班) 14 林班(2,3,18,19,51,67,94,97 小班) 21 林班(1,6-9,14,17,19,31,35,42 小班)	

2 参考資料　　白河市

(1)人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年次	総計			0～14歳			15～29歳			30～44歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数(人)	H17年	(100.0) 65,707	32,408	33,299	10,311	5,339	4,972	11,104	5,761	5,343	12,453	6,469	5,984
	H22年	(98.5) 64,704	31,884	32,820	9,501	4,915	4,586	9,625	5,000	4,625	12,337	6,442	5,895
	H27年	(94.2) 61,913	30,662	31,251	8,071	4,160	3,911	8,497	4,458	4,039	11,601	6,075	5,526
構成比(%)	H17年	100.0	49.3	50.7	15.7	8.1	7.6	16.9	8.8	8.1	19.0	9.8	9.1
	H22年	100.0	49.3	50.7	14.7	7.6	7.1	14.9	7.7	7.1	19.1	10.0	9.1
	H27年	100.0	49.5	50.5	13.0	6.7	6.3	13.7	7.2	6.5	18.7	9.8	8.9

	年次	45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女
実数(人)	H17年	18,111	9,269	8,842	13,723	5,569	8,154
	H22年	18,411	9,368	9,043	14,830	6,159	8,671
	H27年	17,037	8,658	8,379	16,151	6,979	9,172
構成比(%)	H17年	27.6	14.1	13.5	20.9	8.5	12.4
	H22年	28.5	14.5	14.0	22.9	9.5	13.4
	H27年	27.5	14.0	13.5	26.1	11.3	14.8

(注)1. 資料は国勢調査とする。
2. 年次は結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。
3. 総数の計の( )内には隔年時の比率を記入する。

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計		うち木材・木製品製造業	
実数(人)	H17年	32,135	2,458	53	4	2,515	11,894	－	17,576
	H22年	30,689	1,981	66	3	2,050	11,301	32	16,307
	H27年	30,526	1,872	74	4	1,950	11,120	(H28) 97	16,450
構成比(%)	H17年	100.0	7.6	0.2	0.0	7.8	37.0	－	54.7
	H22年	100.0	6.5	0.2	0.0	6.7	36.8	0.1	53.1
	H27年	100.0	6.1	0.2	0.0	6.4	36.4	0.3	53.9

(注)1. 資料は国勢調査とする。ただし、第2次産業(うち木材・木製品製造業)については、平成22年工業統計表、及び平成28年経済センサスによる。
2. 年次は結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

(2)土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積							草地面積	林野面積			その他面積
			計	田	畑	樹園地					計	森林	原野	
							果樹園	茶園	桑園					
実数(ha)	H17年	30,530	4,862	3,880	890	92	73	－	0	20	17,308	17,274	34	8,340
	H22年	30,530	4,688	3,837	781	70	67	1	0	7	17,240	17,206	34	8,595
	H27年	30,532	4,602	3,834	698	70	70	0	－	－	17,274	17,240	34	8,656
構成比(%)	H17年	100.0	15.9	12.7	2.9	0.3	0.2	－	0.0	0.1	56.7	56.6	0.1	27.3
	H22年	100.0	15.4	12.6	2.6	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	56.5	56.4	0.1	28.2
	H27年	100.0	15.1	12.6	2.3	0.2	0.2	0.0	－	－	56.6	56.5	0.1	28.4

(注)1. 資料は農林業センサスとする。
2. 年次は結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。
3.「林野面積」について調査が行われない年次については空欄とする。
4.「草地面積」は、「永年牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入する。ただし、「山林のうち牧草地、放牧地」は除く。
5. 構成比は、空欄のない最近年次について算出する。

(3)森林転用面積

(単位:ha)

年次	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
H17年	−	−	−	−	−	−	−
H22年	−	−	−	−	−	−	−
H27年	−	−	−	−	−	−	−

(注)1. 資料は農林業センサスとする。
2. 年次は結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

(4)森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

(令和元年度現在)

保有形態		総面積 面積(A) ha	比率 %	計 ha	人工林(B) ha	天然林 ha	人工林率 (B/A) %
総数		17,269	100.0	16,782	8,754	8,028	50.7
国有林		5,052	29.3	4,827	3,941	886	78.0
公有林	計	995	5.8	976	511	465	51.4
	県有林	(58) 186	1.1	(56) 174	(56) 112	(0) 62	60.5
	市町村有林	703	4.1	697	330	367	46.9
	財産区有林	106	0.6	105	69	36	65.1
私有林		11,223	65.0	10,979	4,302	6,677	38.3

(注)1. 国有林については森林管理局の資料により、民有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等をもとに推計し記入する。
2. 官行造林地は「国有林」欄に、県行造林地等は「都道府県有林」欄に( )書きで内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な経営主体により区分して記入する。学校林は市町村有林とする。
3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

② 在市者・不在市者別私有林面積

	年次	私有林合計	在市者面積	不在市者面積		
				計	県内	県外
実数(ha)	H17年	8,482	6,842	1,640	640	1,000
	H22年	10,035	8,406	1,629	647	982
	H27年	10,096	8,444	1,652	643	1,009
構成比(%)	H17年	100.0	80.7	(100.0)	(39.0)	(61.0)
	H22年	100.0	83.8	(100.0)	(39.7)	(60.3)
	H27年	100.0	83.6	(100.0)	(38.9)	(61.1)

(注)1. 資料は各年次直近の森林簿とする。
2. 年次は結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。
3. 構成比( )は、不在(市町村)者面積の県内、県外比率とする。

③ 民有林の齢級別面積

（令和元年度現在）

区分＼齢級別		総数 ha	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
民有林計		11,949	25	61	100	246	235	378	510	849	735	1,295	7,515
人工林計		4,811	3	3	20	21	56	78	173	350	419	745	2,943
主要樹種別面積	スギ	3,298	3	3	10	4	15	16	47	179	282	468	2,271
	ヒノキ	483	0	0	8	12	40	58	124	126	55	20	40
	アカマツ	978	0	0	0	0	0	2	1	41	75	256	603
天然林		7,138	22	58	80	225	179	300	337	499	316	550	4,572
備考													

（注）1. 地域森林計画の資料（資源構成表）を参考として、記入する。

④ 保有山林面積規模別林家数

（平成27年度現在）

面積規模	林家数				
1～3ha未満	779	10～20ha	84	50～100ha	8
3～5ha	244	20～30ha	12	100～500ha	2
5～10ha	204	30～50ha	9	500ha以上	0
				総数	1,342

（注）1. 資料は2015年農林業センサスとする。

⑤ 作業路網の現況

（ア）基幹路網の現況

区分		路線数	延長(km)	備考
基幹路網		47	91.85	
	うち林業専用道	－	－	

（イ）細部路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道	－	－	

（注）1. ⑤の（イ）表については、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁整備課長通知）5の(3)、森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領の運用について（平成21年5月29日付け21林整計第87号林野庁長官通知）第6の2、森林・林業・木材産業づくり交付金実施要領の運用について（平成20年3月31日付け19林政経第307号林野庁長官通知）第5の2及び森林環境保全整備事業実施要領の運用の一部改正について（平成23年5月17日付け23林整整第101号林野庁整備課長通知）により廃止された造林作業道実施基準例の送付について（昭和57年6月4日付け57-12林野庁造林課長通知）に基づき作成された管理台帳に搭載された路線等を記載することとする。

(5)計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在		
スギ	9-19	29林班 大信上新城字大久保	小班	163,166,167,169,170,174,175,176,180,182,183 184,185,189,207,208,218,220,236,239,241,243 258,260,264,265
	8-14	大信上新城字山ノ神	小班	273,275,297,286,287,293,295,296,299,302,307 312,319,321,322,324,325,329,331
	8-14	大信上新城字桜立	小班	8,10-12,16-18,21,24,25,26,30,32,43,45,47,50 52,55,57,59,61,64,65,69,70,76,77,78,80,82 85-87,99,100
	4-13	大信上新城字池ノ上	小班	94,104,107,110,113,115,116,119,124-126,131 134,136,142,147,155
	9-16	45林班 大信隈戸字大久保	小班	11,13,16,17,21,25,36,37,39,42,43,53,56,59,62
	11-13	大信隈戸字井戸上	小班	66-68,70,73,74,77,78,82,83,85,86,88,90
	2-13	大信隈戸字田子ノ内	小班	1,3,8,
	8-15	47林班 大信隈戸字石倉山	小班	1-3,5,6,11,14,17-19,21,22,31,32,43,47
	6-13	大信隈戸字瀧ノ沢	小班	22,49,50,53,56,60,65,68,72,74,75
	8-11	48林班 大信隈戸字横道	小班	45,76,88
	12-13	49林班 大信隈戸字肌子沢	小班	4,5,6,33
	7-13	大信隈戸字夏井	小班	35,36-39,41,42,44,49,52,63,65,67,69,71,72,75 79,90,94,102,
	12	51林班 大信隈戸字上ノ台	小班	1,3,13
	6-13	大信隈戸字瀧ノ沢	小班	14,20,21,25,26,69,70,75,77,79,80,85,87,89,93 '104,108,109,110,112,127,129
	14	大信隈戸字大石下	小班	139,140,142,144
	5-14	52林班 大信隈戸字千沢	小班	9,21,24,31,33,37,42,43,46,52,55,56,57,61,63 68,74,83,91,110,112,115-116,119,121,129 '133,135,137,141,143,147,153,157,159
	12	大信隈戸字甘ワラビ	小班	160,161,163,166,167
	8-20	53林班 大信隈戸字山小屋	小班	10,16,23,25,29,58,60
	10	大信隈戸字鶴ヶ岩	小班	82,84,88,89,90,91
	8-13	大信隈戸字日向山	小班	93,97,99,101,102,104,105,108,109,111,114 120,122,123,124,125,128
	7-21	60林班 大信隈戸字後沢	小班	10,19,20,21,22,23,27,54,55,70,75,77,78,85,86 90,91,93-95,97,109,118,123,129,136,139,140 141,144,145,148,149,151,154,156,157,158,159 160,161,162,164,168,169,170,177,179,187,189 192,199,202,205,213,226,231,236
ヒノキ	4-5	29林班 大信隈戸字池ノ上	小班	141,158,291
	9	45林班 大信隈戸字大久保	小班	46,
	8	46林班 大信隈戸字三戸内入	小班	19,20,
	7	47林班 大信隈戸字瀧ノ沢	小班	61,64,69
	7	47林班 大信隈戸字石倉山	小班	39,
	5-8	48林班 大信隈戸字横道	小班	14,21,22,25,47,59,71,86
	7	49林班 大信隈戸字夏井	小班	58,59,70,77,91
	8	大信隈戸字肌子沢	小班	9,12,21,
	3-8	52林班 大信隈戸字千沢	小班	39,41,60,72,111,113,117
	9-10	大信隈戸字日向山	小班	95,98,112
	8	60林班 大信隈戸字後沢	小班	79,117,217

(注)1. 過去の施業履歴等を勘案し、記載するものとする。
2. 森林の所在は林小班等により表示する。

(6)市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位:百万円)

総生産額(A)			320,749
内訳	第1次産業		4,541
		うち林業(B)	150
	第2次産業		158,352
		うち木材・木製品製造業(C)	−
	第3次産業		156,731
B+C/A			0.0%

(注)1. 資料は平成28(2016)年度福島県市町村民経済計算年報による。

② 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

(平成29年度現在)

	事業者数	従業員数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	155	7,119	3,039,931
うち木材・木製品製造業(B)	4	36	10,356
B/A	2.6%	0.5%	0.3%

(注)1. 平成29(2017)年工業統計表、及び福島県統計課編「平成29年工業統計調査結果報告書」による。
2. 製造業には、林業が含まれない。
3. 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

(7)林業関係の就業状況

(令和元年7月1日現在)

区分	組合・事業者数	就業者数	うち作業員数	備考
森林組合	1	17	7	(西白河地方森林組合)
生産森林組合	0	0	0	
素材生産業	14	79	66	
製材業	4	16	11	
森林管理署	1	13	0	(福島森林管理署白河支署)
合計	20	125	84	

(注)1. 木材業者等登録制度資料及び森林管理署への聞き取りによる。

(8)林業機械等設置状況

(平成29年度現在)

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機	3	0	0	2	1	0	
モノケーブル	0	0	0	0	0	0	ジグザグ集材施設
リモコンウインチ	0	0	0	0	0	0	無線操縦による木寄機
自走式搬器	0	0	0	0	0	0	リモコン操作による巻き上げ搬器
集材車	13	0	0	6	7	0	林内作業車
ホイールトラクタ	1	0	0	0	1	0	主として索引式集材用
動力枝打機	0	0	0	0	0	0	自動木登式
トラック	13	0	0	6	6	1	主として運材用のﾄﾗｯｸ
グラップルクレーン	16	0	0	16	0	0	ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ式のクレーン
計	46	0	0	30	15	1	
(高性能機械)							
フェラーバンチャー	3	0	0	3	0	0	
スキッダ	7	0	0	7	0	0	伐倒、木揃用の自走式
プロセッサ、グラップルソー	2	0	0	2	0	0	枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスタ	3	0	0	3	0	0	伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ	3	0	0	3	0	0	積載式集材車両
タワーヤーダ	1	0	0	1	0	0	タワー付き集材機

(注)1. 県南農林事務所資料による。
2. 林業機械等の種類は適宜追加する。
3. 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。

(9)林産物の生産状況 (平成29年度現在)

	素材	木炭	乾しいたけ	生しいたけ
生産量	25,701m3	ー	ー	66t

(注)1. 「2017(平成29)年木材需給と木材工業の現況」及び「平成30年福島県森林・林業統計書(平成29年度)」による。

(10)森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積、樹種、林齢、材積等)	経営管理実施権 設定の有無
	該当なし		

(注)計画作成(変更)時点の状況について記入する。

(11)その他必要なもの

白河市森林整備計画概要図（白河地区）

凡例

- 市町村境界
- 林班境界
- 林道
- 保安林
- 森林外
- 国有林
- 水源涵養機能維持増進森林
- 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林
- 保健機能維持増進森林
- 木材生産機能維持増進森林

森林資源現況

- 人工林
- 天然林
- 混交人工樹種
- 混交天然樹種
- 竹林

A1印刷時　1:25,000 、A3印刷時 1:50,000

白河市森林整備計画概要図（表郷地区）

N
W
E
S

凡例

- 市町村境界
- 林班境界
- 林道
- 保安林
- 森林外
- 国有林
- 水源涵養機能維持増進森林
- 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林
- 木材生産機能維持増進森林

森林資源現況

森林現況1林種

- 人工林
- 天然林
- 混交人工樹種
- 混交天然樹種
- 竹林

A1印刷時　1:25,000 、A3印刷時 1:50,000

白河市森林整備計画概要図（東地区）

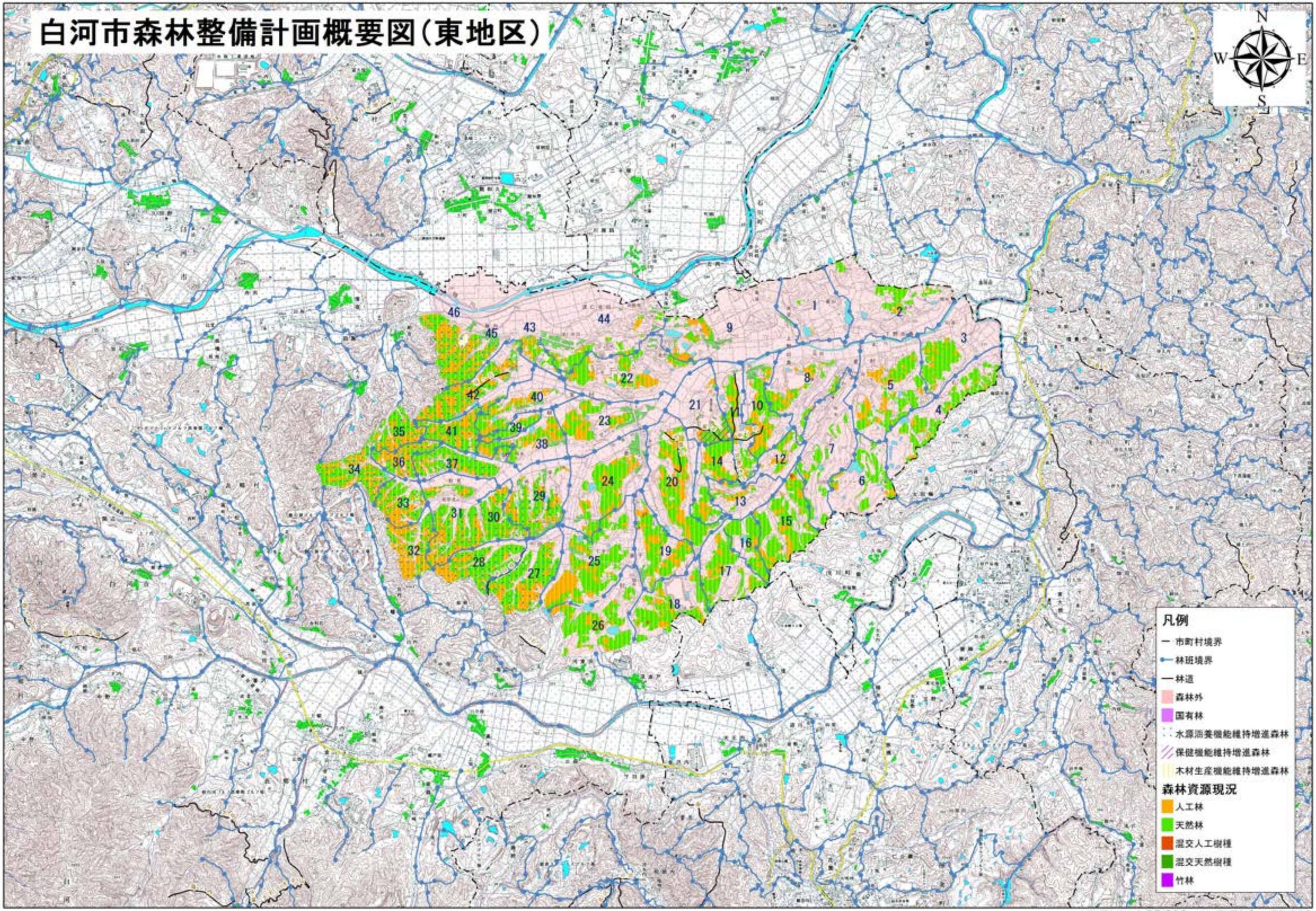

A1印刷時　1:25,000 、A3印刷時 1:50,000

白河市森林整備計画概要図（大信地区）

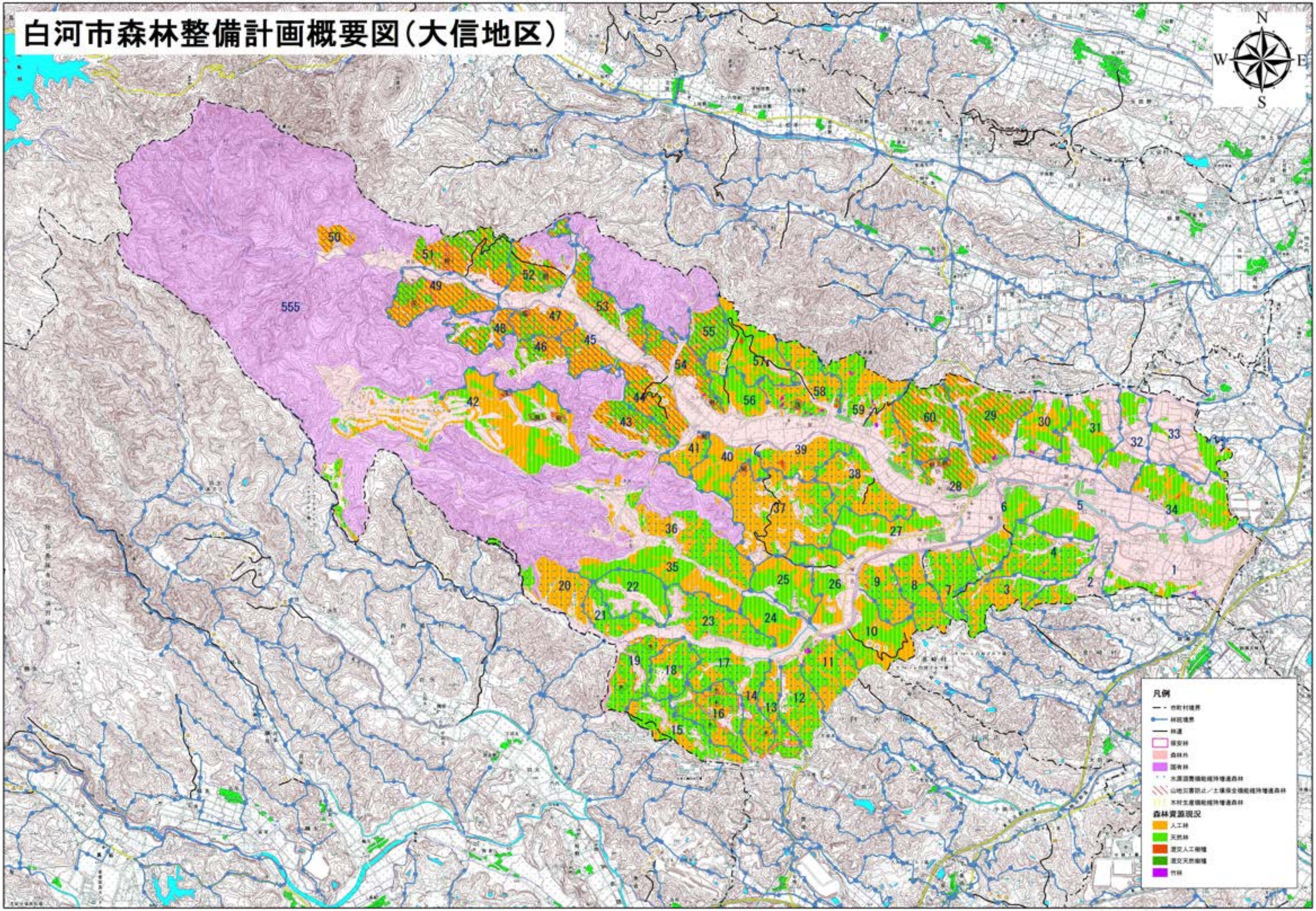

A1印刷時　1:25,000 、A3印刷時 1:50,000

白河市（白河）一体整備相当区域図

1:50,000

白河第1地区

白河第2地区

白河第3地区

凡例

- 市町村境界
- 一体整備相当区域
- 森林外
- 国有林
- 林班番号

白河市（表郷）一体整備相当区域図

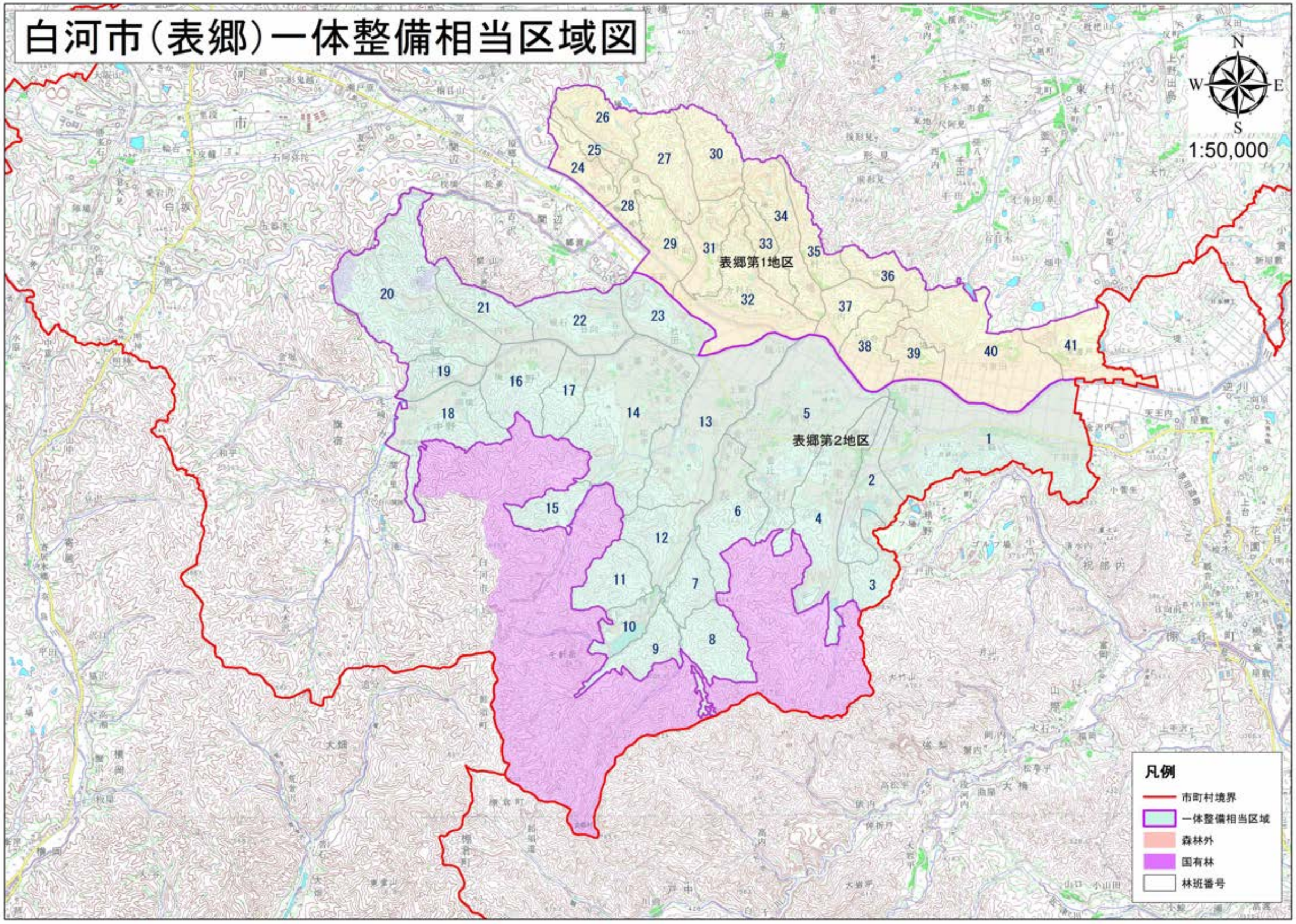

白河市（大信）一体整備相当区域図

N
W
E
S
1:50,000

大信第1地区
大信第2地区
大信第3地区
42大信第2地区

凡例
- 市町村境界
- 一体整備相当区域
- 森林外
- 国有林
- 林班番号

白河市（東）一体整備相当区域図

N
W
E
S
1:50,000

東第1地区
東第2地区

凡例
- 市町村境界
- 一体整備相当区域
- 森林外
- 国有林
- 林班番号